

令和8年度ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー募集要項（10月期）

1 趣旨

ひたちなか市では、持続可能な施設運営と安定的な自主財源の確保を図ることを目的として、以下の施設の命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。本要項は、募集を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設は、本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園などの広く市民等に利用される公共施設（及びそれらの一部）のほか、ネーミングライツを導入することにより効果が見込まれる施設とします。

施設名	所在地
市民球場	ひたちなか市新光町4-9
総合体育館	ひたちなか市新光町4-9
陸上競技場	ひたちなか市新光町4-9
石川運動ひろば	ひたちなか市石川町10番地
松戸体育館	ひたちなか市松戸町2丁目6番1号
文化会館大ホール	ひたちなか市青葉町1番1号
文化会館小ホール	ひたちなか市青葉町1番1号
総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号
那珂湊総合福祉センター	ひたちなか市南神敷台17番地6
ひたちなか大橋	市道馬渡・中根地区509号線と常陸那珂有料道路との交差点
阿字ヶ浦さわやかトイレ	ひたちなか市阿字ヶ浦町2229-1

※ 施設概要等については、別紙「ひたちなか市ネーミングライツ募集対象施設一覧」をご参照ください。

3 募集条件

施設名	ネーミングライツ料 （最低価格／年額）	希望 契約期間	愛称の命名に関する条件
市民球場	1,500万円	5年間	—
総合体育館	1,000万円	5年間	—
陸上競技場	500万円	5年間	—
石川運動ひろば	500万円	5年間	—
松戸体育館	500万円	5年間	—
文化会館大ホール	350万円	5年間	「ひたちなか市文化会館」の名称は変更せず、「〇〇大ホール」といった愛称を付すること。

文化会館小ホール	100万円	5年間	「ひたちなか市文化会館」の名称は変更せず、「〇〇小ホール」といった愛称を付すること。
総合福祉センター	100万円	5年間	「〇〇福祉センター」とすること。
那珂湊総合福祉センター	100万円	5年間	「〇〇福祉センター」とすること。
ひたちなか大橋	100万円	5年間	「〇〇橋」とすること。
阿字ヶ浦さわやかトイレ	10万円	3年間	愛称に「阿字ヶ浦」,「トイレ」を含めること。

※ ネーミングライツ料は、最低価格（消費税及び地方消費税を含む。）を示しております。

※ 施設概要等については、別紙「ひたちなか市ネーミングライツ募集対象施設一覧」をご参照ください。

4 応募資格

応募資格を有する者は、市内事業者等（市内に本店、支店又は営業所を有する法人）であり、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に事業を実施することができる事業者とし、「ひたちなか市ネーミングライツに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」中4ページに記載する、「3 ネーミングライツ・パートナーの募集（4）募集条件 エ 応募資格（ア）～（サ）」に該当するものは応募することができません。

5 スケジュール

内 容	期日等
（1）ネーミングライツ・パートナー募集要項の公表、応募申込書の受付開始	令和8年10月1日(木)
（2）質問書の提出期限（任意）	令和8年10月8日(木) 午後5時まで
（3）質問書に対する回答	令和8年10月15日(木)
（4）ネーミングライツ・パートナー応募申込書の提出期限	令和8年11月5日(木) 午後5時まで
（5）選定委員会による書類審査・優先交渉権者の選定	令和8年11月中旬～下旬予定
（6）優先交渉権者との協議（愛称の表示場所・看板や案内表示の設置・契約内容等）	令和8年12月初旬～ 令和9年2月中旬 予定
（7）ネーミングライツ・パートナーの決定	令和9年2月下旬 予定
（8）ネーミングライツ・パートナーとの契約	令和9年3月初旬 予定
（9）ネーミングライツ・パートナーの公表	令和9年3月中旬 予定
（10）看板・案内の表示変更	令和9年3月中旬～下旬 予定
（11）愛称の供用開始	令和9年4月 予定

6 募集要項等の配布

(1) 募集要項の公表

令和8年10月1日(木)

(2) 配布方法

市ホームページに掲載しますので、募集要項、様式(申込書等)ファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合には、電子メールにて送付いたしますので「14 問合せ先」までご連絡ください。

7 質問及び回答(任意)

(1) 質問対象

質問は、ネーミングライツ・パートナー応募申込書の作成及び提出に関する事項並びにその他の本市のネーミングライツに関する事項に限るものとします。

(2) 質問方法

応募に関して質問事項がある場合は、「(様式3) ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー応募に係る質問書」を電子メールにより「14 問合せ先」まで提出してください。

なお、電話やメールでの個別の問合せは一切受け付けません。質問事項がある場合は、必ず、「(様式3) ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー応募に係る質問書」を使用してください。

(3) 質問の受付期間

令和8年10月8日(木)午後5時まで

※受付期間後に提出された質問は受け付けません。

(4) 質問に対する回答

令和8年10月15日(木)までに、質問者の名称等、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、提出された全ての質問とその回答をまとめて市ホームページに掲載します。

8 応募申込書の提出

(1) 応募方法

(3) 応募書類に示す書類一式について、電子メールにて「14 問合せ先」まで提出してください。メール送信後、必ず電話により受信の確認をしてください。電話の受付時間は、開庁日(月～金、祝日除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 応募期間

令和8年10月1日(木)から11月5日(木)午後5時まで

(3) 応募書類

	書類	部数	備考
①	ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー応募申込書(様式1)	1部	愛称を表示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等(以下「ロゴ等」という。)については、図面等を提出してください。

②	ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書(様式2)	1部	
③	応募者の事業概要がわかるもの	1部	会社概要, 事業者案内パンフレット等
④	財務諸表の写し	1部	貸借対照表, 損益計算書で提出日直前3年分の決算に係るもの
⑤	商業・法人登記簿謄本(履行事項全部証明書)の写し	1部	発行3か月以内のもの
⑥	国税及び地方税の納税証明書の写し	1部	法人市民税は, ひたちなか市が発行する納税証明書, 法人税並びに消費税及び地方消費税は税務署発行の納税証明書(その3の3)で, 発行3か月以内のもの
⑦	印鑑証明書の写し	1部	発行3か月以内のもの

※ ⑤から⑦までは, 本市の入札参加有資格者名簿(令和7・8年度: 物品・役務の提供)に登録されている場合は提出不要です。

(4) 応募資格の確認結果

応募資格の確認結果は, 令和8年11月12日(木)までに, 応募申込書に記載のメールアドレス宛に, 電子メールにより通知します。

(5) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は, 募集条件を見直し再度募集するか, 又は募集を取りやめます。

(6) 秘密の保持

応募内容については, ネーミングライツ事業の実施に関してのみ使用し, それ以外には使用しないものとします。

(7) その他留意事項

- ①提出された書類は, 関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- ②必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ③提出された書類は返却しません。
- ④ひたちなか市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には, 同条例に基づき公開することがあります。
- ⑤応募申込書の提出後に辞退する場合は, 辞退理由を記載した辞退届(任意様式)を電子メールにて提出してください。

9 選定方法等

(1) 選定委員会による審査

ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し, ネーミングライツ料・愛称・契約期間等から, 書類審査により応募者を審査し順位付けを行います。また, 最も順位の高かった応募者に優先して市が契約交渉を行う団体(以下「優先交渉権者」という。)を選定します。

ただし、各委員の総得点が、配点合計の6割に満たない場合は、選定の対象外とします。
 なお、応募者が1者の場合であっても、選定委員会を開催し、応募者の審査を行います。
 審査基準等については、別に示す「ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー選定に係る審査基準」を参照してください。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになった場合
- ・応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ・応募書類の提出期間に所定の書類が提出されなかった場合
- ・その他不正な行為があった場合

(3) 選定結果の通知

優先交渉権の選定結果については、全ての応募者に対して、書面で通知します。

10 ネーミングライツ・パートナーの決定

(1) 詳細協議

優先交渉権者の決定後、愛称の表示場所・看板や案内表示の設置・契約内容等について、協議します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの決定・公表

詳細協議を経て、本市との間で合意に至った段階で、ネーミングライツ・パートナーを決定し、市ホームページにおいて、ネーミングライツ・パートナーの名称、愛称、契約期間、ネーミングライツ料を公表します。

なお、合意に至らない場合は、協議を打ち切り、次順位の応募者との協議を開始します。

11 ネーミングライツ・パートナーとの契約

(1) 契約の締結・更新・解除等

ガイドライン中6ページに記載する「第4 ネーミングライツ・パートナーとの契約 1 契約の締結 2 契約の更新 3 契約の解除 4 ネーミングライツ料の返還」を参照してください。

(2) 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示や案内等の設置及び変更 (※1)		○
契約期間満了及び契約の解除に伴う原状回復	○ (市の都合による)	○ (ネーミングライツ・パートナーの都合による)
市及び指定管理者が作成する印刷物（パンフレット、封筒等） (※2)	○	
市及び指定管理者が管理するホームページの表示変更	○	

(※3)		
------	--	--

- ※1 敷地内外の看板や案内の表示については、市や関係機関との協議を行い、必要な許可等を受けたうえで、設置及び変更することとします。
- ※2 市が新たに作成する印刷物については、原則として愛称を使用することとします。ただし、愛称決定時に既に使用している印刷物は、そのまま使用することとします。また、指定管理者が作成するものも同様の取扱いとします。
- ※3 市が管理するホームページについては、市において愛称導入時に表示を変更することとします。また、指定管理者が管理するホームページがある場合は、市における取扱いと同様とします。

(3) リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の知的財産権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

12 関係法令の遵守

ネーミングライツの導入による看板等への愛称の表示(字体やロゴマークの使用等)については、茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)等の関係法令を遵守することとします。

13 その他

(1) 愛称に関する知的財産権について

- ①愛称の表示のロゴ等は、ネーミングライツ・パートナーの商標として登録することができます。なお、市はロゴ等は無償で使用できることとし、指定管理者も同様とします。
- ②第三者の知的財産権を侵害しないか、ネーミングライツ・パートナーの責任で確認してください。

(2) 愛称を付与した施設で発生した災害、事故等により、ネーミングライツ・パートナーのイメージを損なう恐れがありますが、市は一切の責任は負いません。

(3) 応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

(4) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

14 問合せ先

ひたちなか市総務部資産経営課財産活用係

電話：(直通) 029-273-2447 (代表) 029-273-0111

E-mail: facility@city.hitachinaka.lg.jp